

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

川西市長 越田 謙治郎

川西市条例第 26 号

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(川西市火災予防条例の一部改正)

第 1 条 川西市火災予防条例（昭和 37 年川西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

7 令和 11 年 4 月 1 日以降の手数料の額については、令和 9 年度及び同年度以後 4 年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

(川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 2 条 川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 46 年川西市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第 2 項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

付則に次の 1 項を加える。

（見直し）

3 令和 11 年 4 月 1 日以降の手数料の額については、令和 9 年度及び同年度以後 4 年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

(川西市公民館条例の一部改正)

第 3 条 川西市公民館条例（昭和 48 年川西市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「令和 9 年 4 月 1 日」を「令和 11 年 4 月 1 日」に、「令和 7 年度」を「令和 9 年度」に改める。

(川西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 川西市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和 48 年川西市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（見直し）

- 2 令和11年4月1日以降の手数料の額については、令和9年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

（川西市都市公園条例の一部改正）

第5条 川西市都市公園条例（昭和48年川西市条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

（川西市手数料条例の一部改正）

第6条 川西市手数料条例（昭和51年川西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（見直し）

- 4 令和11年4月1日以降の手数料の額については、令和9年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

（川西市総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 川西市総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年川西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

（川西市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 川西市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和58年川西市条例第9号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に改め、「使用料」の次に「及び手数料」を加え、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

（川西市社会体育施設条例の一部改正）

第9条 川西市社会体育施設条例（昭和59年川西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例（昭和60年川西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和62年川西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部改正)

第12条 川西市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和62年川西市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（見直し）

2 令和11年4月1日以降の手数料の額については、令和9年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

(川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 川西市郷土館の設置及び管理に関する条例（昭和63年川西市条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市芸術・文化施設条例の一部改正)

第14条 川西市芸術・文化施設条例（平成7年川西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第6項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市立ギャラリーかわにしの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 川西市立ギャラリーかわにしの設置及び管理に関する条例（平成9年川西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 川西市市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成14年川西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成14年川西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成25年川西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例)

第19条 川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例（平成29年川西市条例第29号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

(川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例（令和4年川西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「令和9年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和7年度」を「令和9年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。